鳥インフルエンザウイルスA型遺伝子検出用酵素抗体反応キット	91,100	0	2	
鳥インフルエンザウイルスH5亜型遺伝子検出用酵素抗体反応キット	91,100	0	2	
ひな白痢急速診断用菌液	26,900	0		3
犬エキノコックス症診断用ラテックス標識抗体反応キット	20,100	0	2	
その他の医薬品（有効成分数が1のもの）	154,900	0	2	2

注１　乾燥製剤及び凍結製剤にあっては、医薬品の種類の項試験品の採取数の欄中「内容量」とあるのは、「規定量の溶解用液で溶解して得られる量」と読み替えるものとする。

２　分注区分とは、一つの最終バルクから同一とみなし得ない操作によって分注密封された小分製品群、又は同一の条件とみなし得ない乾燥操作によって乾燥された小分製品群をいう。

３　豚熱生ワクチン、豚熱・豚丹毒混合生ワクチン、豚熱生ワクチン（シード）及び豚熱・豚丹毒混合ワクチン（シード）に係るサブロットとは、同一の乾燥工程に由来する小分製品群をいう。

４　手数料は、分注区分の金額に分注区分数を乗じたものとロットの金額を加算した金額とする。

５　試験品の採取数は、サブロットごとに定められる場合を除き、分注区分ごとの数とする。

６　診断液の部のキットにおける試験品の採取数は、「最終小分容器１本の内容量が５mL未満の場合」の欄に記載されている数とする。

附　則

この告示は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から施行する。

○国土交通省告示第五百十五号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省令第四号）第十三条第二項第九号及び第十五条第一項第十三号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を次のように定める。

令和八年四月三日　　国土交通大臣　金子　恭之

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき宿泊分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準

（育成就労の内容の基準）

第一条　宿泊分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。次条において同じ。）が旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可を受けて同法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業を営む者であることとする。

（育成就労を行わせる体制の基準）

第二条　宿泊分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次のいずれにも該当することとする。

一　宿泊分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。次号において同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

二　宿泊分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

三　宿泊分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

四　育成就労外国人を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。次号において「風俗営業適正化法」という。）第二条第六項第四号に規定する施設において業務に従事させないこととしていること。

五　育成就労外国人に、接待（風俗営業適正化法第二条第三項に規定する接待をいう。次号において同じ。）を行わせないこととしていること。

六　育成就労外国人に、接待を行わせないための必要な措置を講じていること。

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。

その他告示

○外務省告示第百三十三号

日本国政府は、昭和五十六年六月二十二日にジュネーブで採択された「職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）」の批准書を令和八年四月一日に国際労働事務局長に寄託し、その批准は、同日、登録された。

よって、同条約は、その第二十四条３の規定に従い、令和九年四月一日に日本国について効力を生ずる。

なお、同条約の締約国は、令和八年三月九日現在次のとおりである。

アルバニア共和国、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン共和国、オーストラリア連邦、アゼルバイジャン共和国、バーレーン王国、バングラデシュ人民共和国、バルバドス、ベラルーシ共和国、ベルギー王国、ベリーズ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル連邦共和国、ブルガリア共和国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、中央アフリカ共和国、チリ共和国、中華人民共和国、コンゴ共和国、クロアチア共和国、キューバ共和国、キプロス共和国、チェコ共和国、コートジボワール共和国、デンマーク王国、エルサルバドル共和国、エチオピア連邦民主共和国、フィジー共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ガボン共和国、ギリシャ共和国、グレナダ、ガイアナ共同共和国、ハンガリー、アイスランド、イラン・イスラム共和国、アイルランド、イタリア共和国、カザフスタン共和国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、レソト王国、ルクセンブルク大公国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マレーシア、マリ共和国、モーリシャス共和国、メキシコ合衆国、モンゴル国、モンテネグロ、モザンビーク共和国、オランダ王国、ニュージーランド、ニジェール共和国、ナイジェリア連邦共和国、北マケドニア共和国、ノルウェー王国、ポルトガル共和国、大韓民国、モルドバ共和国、ロシア連邦、ルワンダ共和国、セントルシア、サントメ・プリンシペ民主共和国、セネガル共和国、セルビア共和国、セーシェル共和国、シエラレオネ共和国、シンガポール共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、ソマリア連邦共和国、南アフリカ共和国、スペイン王国、スウェーデン王国、シリア・アラブ共和国、タジキスタン共和国、タイ王国、トルコ共和国、ウクライナ、ウルグアイ東方共和国、ウズベキスタン共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベトナム社会主義共和国、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国

令和八年四月三日

外務大臣　茂木　敏充